

令和元年第10回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年 3月26日(木)	
招集場所	天塩町役場 2階庁議室	
開閉日時 及び宣告	開会	令和2年 3月26日(木) 午前10時30分
	議長	会長 宮戸栄一
	閉会	令和2年 3月26日(木) 午前11時00分
	議長	会長 宮戸栄一
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名
	1	谷村敏彦
	2	佐藤博幸
	3	臺川幸弘
	4	満保豊
	5	伊藤淳一
	6	湯澤敏孝
	7	山下雅博
	8	奥山稔
	9	高橋一博
	10	安川和範
	11	宮戸栄一
議事録署名委員		議席番号 5番 伊藤淳一 6番 湯澤敏孝
職務のため議場に出席 した者の職氏名		事務局長 鎌田剛 事務局次長・総務係長 加藤智子 総務係主査 藤原諒

令和元年度第10回天塩町農業委員会総会

議長

ただ今の出席委員は10名であります。

定数に達しておりますので、ただいまから令和元年度第10回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長

これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、
5番 伊藤淳一君、6番 湯澤敏孝君を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思
います。これにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長

それでは議事に入りたいと思います。

議長

議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通
知書の審査について」ご説明申し上げます。

本件は、合意による解約が許可を要しないで行われた場合、農業委員会にその旨
を通知することとされており、許可不要の案件なのか審査することとされておりま
す。

それでは、2ページをご覧下さい。

整理番号9番につきましては、貸主、 氏、借主、 氏の賃貸
借権の合意解約になります。合意解約日は令和2年3月13日、土地の引き渡し
の時期は同日となっております。

整理番号10番につきましては、貸主、 氏、借主、 氏の賃貸
借権の合意解約になります。合意解約日は令和2年3月13日、土地の引き渡し
の時期は同日となっております。

整理番号11番につきましては、貸主、 氏、借主、 氏の
賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和2年3月13日、土地の引き

事務局

渡しの時期は同日となっております。

整理番号 12 番につきましては、貸主、 氏外 3 名、借主、 氏の
賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和 2 年 3 月 13 日、土地の引き
渡しの時期は同日となっております。

いずれの解約も、解約日から土地の引き渡しまでの時期が 6 ヶ月以内の合意解約
となっております。

3 ページから 7 ページには通知書を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願
い申し上げます。

議長

ただいま事務局より説明がありました、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の
規定による通知書の審査について」の質疑を行ないます。

全員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題
とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可
申請について」をご説明申し上げます。

貸主は 氏外 2 名、借主については、 とな
っております。土地については、字更岸 番外 1 筆となっており、転用面積
は 1,202.6 m² となっております。転用目的は表土置場及び搬出路等です。

20 ページをご覧下さい。図のピンクの部分が今回転用する畑です。白の部分の
畑との間に水色の原野があります。この部分は昔の号線で、 さんの所有です。
水色の部分の原野が 27 ページ、28 ページのように 3 メートル位細長く盛り上
がっていて、この部分の砂を採取し平坦にするために、ピンクの部分の畑に表土を置
くための転用となります。

工期は令和 2 年 5 月 25 日から令和 3 年 5 月 24 日となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

事務局

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3 年以内の一時転用

であり、表土置場等としての転用のため問題ないと考えます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、該当がありませんので問題なしと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりになっております。

総合意見としては、許可相当としております。

許可に付けるべき条件として①から③を記載しております。

12ページから28ページには申請書及び図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議ご決定賜りますよう、お願ひ申し上げます。

議長

ただいま事務局より説明がありました、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行ないます。

谷村委員
事務局

ここは3人の共同名義ということですか。

はい、そうです。3人はご兄弟ということです。

奥山委員

これはあくまでも砂利採取ではないんでしょう。取るところは原野だからいい。表土置場として使うだけで。

議長

他にありませんか。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号1-1から1-5の利用権設定の案件について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画書の決定について」ご説明申し上げます。

利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。

30ページをご覧下さい。

整理番号1-1についてですが、氏から 氏に賃貸借権の
設定をするものです。

位置につきましては、31ページ、32ページをご覧下さい。

事務局

整理番号1-2についてですが、氏から 氏に賃貸借権の

設定をするものです。

位置につきましては、31ページ、33ページをご覧下さい。

整理番号1-3についてありますが、氏から 氏に賃貸借権の
設定をするものです。

位置につきましては、31ページ、33ページをご覧下さい。

整理番号1-4についてありますが、氏から 氏に賃貸借権の
設定をするものです。

位置につきましては、31ページ、33ページをご覧下さい。

整理番号1-5についてありますが、から 氏に賃貸
借権の設定をするものです。

位置につきましては、34ページ、35ページをご覧下さい。

条件面は、それぞれご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上となります、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました整理番号1-1から1-5の利用権設定の案件について質疑を行ないます。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、整理番号1-6の利用権設定の案件につきましては、安川職務代理が関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席を求めます。

(安川職務代理退出)

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 引き続き、利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。

整理番号1-6についてありますが、氏から 氏に賃貸借権の
設定をするものです。

位置につきましては、36ページ、37ページをご覧下さい。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上となります、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明がありました整理番号I-6の利用権設定の案件について質疑を行ないます。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

関係委員はお戻り下さい。

(安川職務代理入室)

議長 次に、整理番号I-7の利用権設定の案件について、事務局より内容の説明を求めるます。

事務局 引き続き、利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。

整理番号I-7についてであります、 氏から 氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置については36ページ、37ページをご覧下さい。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明がありました、整理番号I-7の利用権設定の案件についての質疑を行ないます。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員
議 長
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和元年度第10回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

令和 2年 3月26日

署名委員

(5番) 伊藤 淳一 印

(6番) 湯澤 敏孝 印